

<p>旧法附則第4項の規定による開発許可申請中に市街化調整区域となった開発完了地における再開発（区画の細分割）</p>	<p>法34条14号</p>
---	----------------

◎立地基準編第2章第12節〔審査基準2〕個別附議（P124）

旧法附則第4項の規定による開発許可申請中に市街化調整区域となった開発完了地における再開発のうち、開発審査会の個別附議の対象となるものは、次のとおりとする。

旧法附則第4項の規定に基づく開発許可申請中の土地が、吉野三町都市計画区域の線引きにより市街化調整区域となった際の、当該土地の開発行為については、法第34号第14号に該当するものとして開発許可の対象としてきたところであるが、当該開発完了地において再開発（区画の再分割）を行う場合でやむを得ないと認められるものは、法第34号第14号の規定により開発審査会に附議することとする。

この場合の当該再開発における敷地面積については、原則として平均敷地面積が200平方メートル以上であり、かつ最低敷地面積が165平方メートル以上であることとする。

※ 本取扱いにおいて「旧法」とは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）」による改正前の都市計画法をいう。